

家畜衛生情報

飼養衛生管理マニュアルの作成をお願いします！

～令和4年1月末までに～

2回目の
お知らせ

○飼養衛生管理マニュアルとは？

各畜産現場での毎日の衛生対策を徹底して実践することを目的に、作業内容をマニュアル化するものです。全ての家畜所有者に作成が義務づけられています。

○飼養衛生管理マニュアルのひな形をご利用ください。

家保から郵送または家保獣医師の立入時にお届けするひな形をご利用ください。

また、長野県ホームページからも、ひな形のデータをダウンロードできます。

長野県家畜防疫対策室ホームページのトップページにある飼養衛生管理基準に関すること>飼養衛生管理マニュアル>該当するひな形をクリック(パワーポイント)



次の定期報告時に

馬2頭以上の所有者の方が対象

飼養衛生管理マニュアル(写し)を添付してご提出願います

馬2頭以上の所有者の方は、令和2年4月に改正された家畜伝染病予防法に基づき、現在農場で活用されている飼養衛生管理マニュアルの写しを、次の定期報告時に、家畜保健衛生所まで提出する必要があります。

詳しくは、1月末頃にお送りする家畜保健衛生所からの通知をご確認ください。

定期報告とは。

馬の所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、毎年4月15日までに、2月1日時点の飼養状況^{*}の報告を義務づけられています。

^{*} 飼養状況・・・所有者氏名、飼養衛生管理者氏名、住所、家畜の頭羽数等

次の定期報告には、飼養衛生管理マニュアルを添付してください。

これまで毎年提出されている定期報告の様式に加えて、各農場で作成された飼養衛生管理マニュアルを添付して、提出が必要です。



次の定期報告で提出し、飼養衛生管理マニュアルの内容に変更が無ければ、それ以降、毎年の定期報告時の提出は不要です。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232